

認知症対応型グループホーム重要事項説明書

介護予防認知症対応型グループホーム重要事項説明書

1. 施設運営法人

- ① 法人名 NPO 法人生活支援センター オアシス
- ② 住 所 長野県須坂市大字小河原 2327-1
- ③ 電話番号 026-245-8882
- ④ 代表者氏名 理事長 浅井 由佳
- ⑤ 設立年月日 平成 12 年 10 月 18 日

2. 利用施設について

- ① グループホーム名称 「サン・オアシス」
- ② 所在地 長野県須坂市大字小河原字北組沖 1 5 6 4 - 1
- ③ 電話番号 026-242-3860
- ④ 介護保険事業者番号 2070700246
- ⑤ 管理者 浅井 由佳
- ⑥ 運営方針 常時介護を必要とする要介護及び要支援認定者に、家庭的な雰囲気の中で利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活を送るための介護を行います。家庭や協力機関、地域との連携を大切にしながら、健康を保持し、入居者の意思及び人格を尊重して、認知症進行の抑制に努めます。
- ⑦ 開設年月日 平成 15 年 3 月 16 日
- ⑧ 入所定員 9 人

3. 施設の設備

(1) 施設設備の概要 当施設では、以下の居室・設備を用意しています。

室 名	室 数	説 明
居 室 (定員 1 名)	9	洗面・物入れ・出窓つき
リビング・ダイニング・キッチン	1	畳コーナー・システムキッチン (IH) テレビ・ウッドテラス
サービスステーション (宿直室)	1	
浴 室	1	ユニットバス
脱 衣 室	1	
洗濯リネン室	1	洗濯機・乾燥機
ト イ レ	3	車椅子対応 1
多目的ホール	1	相談コーナー・会議

上記の居室・設備は、厚生労働省が定める基準を超える面積を確保しています。

この建物は、WB工法で施工しています。

居室の変更について、利用者から申し出があった場合は、その時の居室の空き状況により、管理者がその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には利用者及び扶養者と協議のうえ決定するものとします。

(2) 利用料金について

①認知症対応型共同生活介護料金（1日あたり、1割負担の場合）

要介護度	介護料金全額	介護料金自己負担額
要介護1	7,650円	765円
要介護2	8,010円	801円
要介護3	8,240円	824円
要介護4	8,410円	841円
要介護5	8,590円	859円

②介護予防認知症対応型共同生活介護料金（1日あたり）

要介護度	介護料金全額	介護料金自己負担額
要支援2	7,610円	761円

- ・入居後30日間においては、上記料金に初期加算として1日30円が加算されます。
- ・医療連携加算Ⅰ 1日57円が加算されます。
- ・科学的介護推進体制加算 月40円が加算されます。
- ・サービス提供体制強化加算Ⅱとして、1日18円が加算されます。
- ・介護職員処遇改善加算Ⅰ 上記により算定した所定の単位数18.6%が加算されます。

※看取り介護加算について（ホームで見取りを希望される場合）

医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断された場合、死亡日以前31日以上45日以下を1日72円、死亡日以前4~30日を1日144円、死亡日前日及び前々日1日680円、死亡日1日1,280円が死亡日月に加算されます。

- ・要介護認定申請が済んでいて、まだ認定結果が出ていない場合には、サービスの利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。認定結果が出た後、自己負担額を除いた金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請をするために必要となる事項を記載した「サービス証明書」を発行いたします。

- ③食費 1日あたり 朝食：300円 昼食：500円 夕食：500円 おやつ：100円
- ④利用者が希望した特別な食品、おやつ等 実費負担
- ⑤理美容代 理美容店ででの理髪にかかる実費をご負担いただきます。
- ⑥おむつ代 ご本人又はご家族が持ち込んでいただくのが基本ですが、施設で用意した場合、実費をご負担いただきます。
- ⑦家賃 1ヶ月あたり 30,000円（月の途中入居の場合は日割り計算とする。）
- ⑧光熱・共同生活費 1ヶ月 15,000円
- ⑨電気製品持込使用料 利用者が個人使用のために持ち込んだ家電品（テレビ・電気コタツ・電気毛布など）1個500円（1ヶ月）使用している期間
- ⑩行政手続き等の代行費 ガソリン代実費

(3) 利用料金の支払い方法

上記利用料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、前月分を翌月10日までに、ご請求しますので末日までに当施設窓口又は振込み、振替払いのいずれかの方法でお支払いください。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします）

4. 職員の配置状況

職 種	配 置 数	業務内容
(1) 管 理 者	常勤1名	業務全般の統括
(2) 計画作成担当者	常勤1名	介護サービスの計画 介護職員と兼務
(3) 介護職員	常勤2名 (内看護師1名) 非常勤は基準を満たす人数	健康管理 日常生活の介助・援助
(4) 夜勤職員	上記の(1)～(3)の者が行う	夜間帯の管理業務

管理者と計画作成担当者は兼務することもある

日勤 (A) 8:30～17:30 早出 (B) 7:00～16:00 遅出 (C) 11:00～20:00

夜勤 (D) 17:00～9:00 20:00～7:00 までは夜勤者1名となります。

5. サービス内容

(ア) 食事（特別食や行事食の提供） 栄養ならびに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮して献立をつくり、

利用者と一緒に買い物、調理、配膳を行います。

(イ)入浴 利用者の希望により、毎日実施します。

(ウ)排泄 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

(エ)生活リハビリ 利用者の心身状況に合わせて、日常生活を送るのに必要な機能回復、又は減退を防ぐ

ため、日常生活を通じてのリハビリを行います。

(オ)健康管理 介護者により利用者の健康管理に留意し、異常の発見に努め健康保持のための適切な処置を講じます。又、協力機関や歯科医院、かかりつけ医師との連携により、通院や入院への対応について、できる限りの援助を行います。

(カ)生活相談 利用者の置かれている環境を考慮して、本人とその家族の適切な相談等を行います。

(キ)レクリエーション 施設内に教養娯楽設備を設け、適時レクリエーション、行事、クラブ活動などを開催します。

(ク)買物、役所手続きの代行

(ケ)その他の支援 利用者が個々の状況に応じて、安定した潤いのある生活を送るために必要な援助を行います。

(コ)グループホームにおけるターミナル（終末期）ケア

看取り介護を希望される場合

個々の利用者のその時々条件下において

- ・利用者の要医療度などの状態
- ・家族の意向や協力
- ・往診などホームを支える「かかりつけ医師」
- ・職員の配置数など

それぞれに向き合い慎重に準備や体制が整ったときは関係者の合意の下にできる限り利用者や家族の希望に沿いながら継続支援が可能になるように努力します。

6. 入退居の手続き

(1) 入居の手続き

まずは、お電話でお申し込みください。居室に空きがあれば所定の申し込み用紙をご提出いただき、面接・経過観察等を行った上で入居を決定します。

★尚、ご希望により1日体験入居もご利用できます。

(2) 退去の手続き

①利用者の都合で退去される場合

退去を希望する日の7日前までにお申し出ください。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ・利用者が他の介護保険施設に入居した場合。
- ・介護保険給付で、サービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。
- ・利用者がお亡くなりになった場合。

③その他

- ・利用料金の支払いが1ヶ月以上滞納され、その支払いを督促したにもかかわらず、10日間以内に支払われない場合、施設の職員または他の入居者に対して利用継続が困難となるような背信行為または、反社会的行為を行った場合は退去していただく場合があります。この場合、契約終了7日前までに文章で通知いたします。

7. 利用にあたっての留意事項

- ①面会 面会時間は原則として、8時30分から19時30分です。それ以外の時間については、職員へお申し出ください。
- ②外出・外泊 原則として2日前までに管理者にお申し出ください。
- ③所持品等の持込 衣類、雑貨、家具等の持ち込みは自室に入る程度にお願いします。占有空間に制限がありますので、管理者にご相談ください。
- ④ペット ペットの持ち込みは原則として禁止いたします。

8. 身体的拘束

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行いません。緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。当該記録は2年間保存します。

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回開催するとともに、その結果について、介護従事者その他の従事者に周知徹底を図ります。

9. 協力医療機関

- ① 旭町医院 須坂市上中町183
- ② 長野県立信州医療センター 須坂市大字須坂1332
- ③ 最上歯科医院 須坂市北横町1282-3

10. 高齢者虐待防止措置

虐待防止のため、対策を検討する委員会を年4回開催するとともに、その結果をスタッフ会議において従業者に周知徹底します。虐待防止の指針を整備、従業者に対し年2回の研修を実施します。

11. 苦情処理

(1) 利用者からの相談、苦情等に対応する常設の窓口

- ①当事業所に常設の窓口を設け、担当者が対応します。

苦情処理担当者名 丸山 代志子 市村 幸太郎

須坂市 026-248-9020

国保連 026-238-1580

- ②住所・電話は、次のとおりです。

住所 長野県須坂市大字小河原1564-1

TEL 026-242-3860 FAX 026-242-3870

- ③窓口開設は、AM:9時からPM:5時までとします。ただし緊急の場合等は、24時間体制で対応します。

- ④玄関入り口事務所に設置された「ご意見箱」に投函して文章で申し出ることができます。

- ⑤他に苦情相談窓口として、市町村介護保険担当課及び長野県国民健康保険団体連合会があります。

(2) 苦情処理手順

窓口で事業実施地域保健者（市町村）からの質問、照会及び利用者・家族からの相談、苦情を受けたときは、その内容を確認の上、記録簿に記載し担当者ならびに管理者に連絡し迅速に対応します。

①同時に事実関係を確認し、その原因を究明の上対処策を講じ、利用者に対し説明し理解を得、解決をはかります。なお苦情処理の結果を記録し再発防止に努めます。

②苦情に関する保険者(市町村)及び国民健康保険団体連合会の指導、助言に従い必要な改善を行います。

(3) 職員に対する苦情処理対応の研修計画等

①年2回、事業所内において実務研修を実施します。なお新入職員については、新入者研修を行います。県・市又は福祉団体等が行う苦情処理対応の研修会等に参加できる勤務体制をはかります。

1 2. 事故発生時の対応

利用者に対する生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な処置を講じるものとします。

利用者に対する生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって対応し、損害賠償を行います。

1 3. 非常時災害対策

災害、地震、水害等の非常災害に関して、「須坂市防災計画」に準じて危機管理対応マニュアルを策定し、防火管理者を置きます。災害時の対応、防災設備の点検・管理・定期的な防災訓練、職員に対する防災教育を行います。又、須坂市消防署及び地域の消防団との連携を、日頃より図ることに勤めています。業務継続計画を策定し、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスを継続的に提供できる体を構築します。

1 4. 第三者評価受審状況 有 無

実施した直近の年月日 2022年10月20日

実施した評価機関の名称 コスモプランニング(有)

評価結果の開示状況 市役所 ワムネット 施設の事務室

① 上記の内容については、今後改定されることがあります。

平成18年4月 3、(2)料金について改正 5、⑩ターミナルケア 追加
介護予防認知症対応型共同生活介護 追加

令和元年9月 介護報酬改定に伴う加算体制について 改正

令和3年4月 介護報酬改定に伴う加算体制について 改正

令和6年4月 介護報酬改定に伴う加算体制について 改正